

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第6回会合）議事概要

平成26年12月17日
公正取引委員会

1 日時 平成26年11月7日（金）10時00分～12時15分

2 場所 公正取引委員会大会議室

3 出席者

（研究会委員）

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
委員	青柳 由香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	上村 達男	早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授
	大山 泰	株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼 経済部編集委員兼解説委員
	国谷 史朗	大江橋法律事務所代表社員（弁護士）
	富山 和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授

（事務局）

公正取引委員会事務総局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

（1）開会

（2）取りまとめに向けた自由討議

（3）閉会

5 議事概要

（1）事務局から，競争に与える影響の最小化に関する各論点について，資料に基づき説明があり，その後，当該論点について議論を行った。委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

ア 構造措置

競争力の定義は業種により異なり，それに対応して必要な構造措置も異なる。例えば，規模が重要視される素材産業や造船業であれば企業規模と競争力がほぼ比例している。こうしたケースでは企業規模を縮小させる構造措置を採ることで事業者の競争力を低下させることができる。他方，航空輸送産業は稼働率が重要視される装置産業であり，例えば，大型機を削減する構造措置は航空事業者にとっては稼働率の向上に資

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
	電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

する歓迎すべき措置であり、競争力を低下させることにならず、むしろ中型機の導入を禁止し、大型機の使用継続を命じる措置の方が航空事業者の競争力を低下させるものとなる。

市場における競争単位が減るか否かということは、競争構造に決定的な影響を与えるので、構造措置を実効的なものとするためには、競争単位数の観点から踏まえて検討すべき。

EUの国家補助規制には、特定の国が自国企業のみにも公的支援を行うことにより引き起こされる加盟国間の産業競争力の歪曲を是正しようという意図がある。こうしたEUの規制に基づく考え方を、制度の異なる日本にそのまま当てはめようとするのは難しいのではないか。

構造措置は被支援事業者の競争力を低下させることが目的であるか疑問。公的再生支援がなければ被支援事業者が実施できなかった事業拡張等により乗り出すことを抑止、予防することが目的ではないか。

構造措置は原則として支援計画の策定段階で支援計画に盛り込むべきである。支援計画の策定後に当初想定していない構造措置を求めることとなれば、被支援事業者が積極的に事業再生に取り組むインセンティブが失われることとなる。ただし、競争歪曲の状況によっては、例外的に事後的に当初想定していない構造措置を求めることがあり得るかもしれない。

イ 行動措置

行動措置のうち、特に市場シェアの拡大を目的とした価格競争等に対する制限を行うことは、公正取引委員会が積極的に行うべきものではない。

一般に補助金を受けた被支援事業者は、補助金を拠出した機関に対して事業活動についての一定の報告を行う。類似の制度を設けることにより、公的再生支援に関しても被支援事業者が競争歪曲的な行動を採ることがないか公的支援機関が監視する仕組みがあってもよいのではないか。

ウ 出資の出口

出資の出口の手法としては、経営支配権のオークション、金融商品市場への上場又はこの組み合わせのいずれかになるのではないか。

出資の出口の手法が競争に与える影響の度合いは事例により異なるものと考えられ、一概にどの手法がどのような影響を競争に与えるかを明示することは難しい。

仮に公的再生支援が行われていなければどのような競争構造になっていたかを意識して、その競争構造に近付くような出資の出口の手法を選択すべきである。つまり、公的再生支援が行われたことの足跡をいかに消すことができるのかを意識することが必要である。

- (2) 事務局から、公的再生支援の適切さを確保するための枠組みに関する各論点について、資料に基づき説明があり、その後、当該論点について議論を行った。委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

ア 公正取引委員会と公的支援機関の役割分担

現段階では、ガイドラインは公正取引委員会としての見解表明という位置付けでよい。その後、仮に公正取引委員会は見解表明を超えた何らかの権限を持つべきだという意見が強くなれば、改めて検討すればよいだろう。

公正取引委員会は、公的支援機関から、例えば市場における地位や規模と競争への影響との関係などの競争政策上の考え方を問われた場合は、一定のアドバイスができる。したがって、公正取引委員会がガイドラインを策定するということは、単なる見解表明にとどまらず、公正取引委員会が公的支援機関の相談に応じて具体的なアドバイスを行うことまで含むべきものとする。

企業再生の実務家にとっては、これまで競争に与える影響を最小化するという意識はほとんどなかったので、公正取引委員会がガイドラインを示して、競争政策の観点からの留意事項を示すことには意義がある。

公的支援機関が競争政策の観点から公的再生支援を行うに当たって留意すべき点を盛り込んだ業種横断的なガイドライン等を公正取引委員会が作成し、公的支援機関は当該ガイドラインを参考にして競争への評価を行った上で、支援を実施することは適当である。

イ 事後的な競争回復措置

支援後に、公的再生支援を受けて被支援事業者の経営効率が改善したことが不適切となると、被支援事業者が再生に向けて努力するインセンティブを損ねる。また、競争力が付き過ぎたと後から批判されることを懸念して、被支援事業者が競争力を付け過ぎないように、コスト削減をしないように自重することとなると、競争政策の観点からは本末転倒である。また、被再生支援事業者の競争力が高まった理由が、自らが努力した結果なのか、公的再生支援の結果なのかということはしっかりと見極めて慎重に議論する必要があるという第1回会合の松村委員の意見は非常に的確である。

事後の競争回復措置として被支援事業者に不利益処分を行うことは、公的資金を投入する条件として最初に決めておけば法的には可能と思われる。そういった取決めがないにもかかわらず、被支援事業者の利得を剥奪するような不利益処分を行うことは、憲法上の財産権の自由を侵害するものであって認められないのではないか。

税制優遇短縮の議論は企業再生税制上の問題であり、公的再生支援と法的整理の併用の問題とは関係がない。結果的に過剰支援になっている可能性がある場合に、事後的に利得の剥奪などが可能かという話であり、それらは法的には困難であるといわざるを得ない。

公正取引委員会が策定するガイドラインには、被支援事業者が自発的に利益を国庫に還元する道も考慮すべき趣旨を示してもいいのではないか。

被支援事業者が上場企業である場合、CSR（企業の社会的責任）の観点から年に数億円寄付する程度なら株主から批判されないだろうが、例えば毎年利益から300億円を国等に返上するとなれば、株主代表訴訟が起きる可能性が高いため、実質的に意味のある金額を自発的に還元することは現実的ではないだろう。

ウ 関連する事業規制の在り方

公的支援機関が支援計画を立てる際には、競争促進の観点から、例えば市場の寡占化が進まないように参入条件を緩和して新規参入を促進するなど、規制官庁としていろいろな形で関わるということが可能ではないか。

支援計画の策定前に、今後規制官庁が新規参入を促進する観点から行政処分等を行うことを公表することは、被支援事業者の利害関係者にとっても予測可能性を高めることになり、また仮に支援完了後に被支援事業者が上場したとしても、一般株主に対して公的再生支援を受けたことを理由として規制官庁の規制が及ぶというリスク要因をあらかじめ明らかにしていることになるため、将来の株主代表訴訟の心配もないと考えられる。

公的再生支援は、特に規制官庁の規制権限が強く残っている分野や外国人の持ち株比率が制限されている分野である航空、放送、通信、防衛といった、国策に密接に影響するところが中心であると思われる。したがって、これら規制官庁が公共政策的な観点から意見を言うことは当然のことである。

真に合理的な理由があり、抑制的な運用であれば事後的な規制でも構わないと考えている。

エ 透明性の確保

産業再生機構では支援内容を支援決定時に全て公表してきた。大企業についての案件であれば業務上の秘密を除き，支援対象，支援規模，手法等を公表しても何の問題もないといえる。

支援対象が大企業であったり，支援規模が大型の案件であったりすれば，マスコミが当該案件を公表前に察知することもあり，公表に伴う支障はないため，むしろ支援決定時に公表すべきである。一方，中小規模の事業者を支援対象とする案件では，それらの内容が公表されると被支援事業者の信用不安につながる可能性もあるので，配慮が必要である。

支援計画の策定過程において，競争事業者を含む利害関係者に意見聴取の機会を付与するのは当然のことである。

(3) 第7回会合は，11月21日(金)14時～開催する予定。

(4) 次回の会合については，事務局から中間取りまとめの素案を示し，素案で取り上げている論点や内容等について議論を行うことが了承された。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)